○内閣府告示第八百二十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年十一月十六日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道虻田郡豊浦町

三　構造改革特別区域の名称　豊浦「自然と芸術」教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道虻田郡豊浦町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

○内閣府告示第八百二十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年十一月十六日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道河東郡上士幌町

三　構造改革特別区域の名称　上士幌町子育て安心特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道河東郡上士幌町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　保育所における私的契約児の弾力的な受け入れの容認事業（九

○内閣府告示第八百二十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年十一月十六日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道中川郡豊頃町

三　構造改革特別区域の名称　豊頃町みんなで楽しい給食特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道中川郡豊頃町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第八百二十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年十一月十六日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　八戸市

三　構造改革特別区域の名称　八戸ＩＴ人材育成特区

四　構造改革特別区域の範囲　八戸市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一四三））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

○内閣府告示第八百二十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年十一月十六日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　岩手県九戸郡軽米町

三　構造改革特別区域の名称　軽米町ミレットアグリ文化再生特区

四　構造改革特別区域の範囲　岩手県九戸郡軽米町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

○内閣府告示第八百三十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年十一月十六日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　喜多方市

三　構造改革特別区域の名称　喜多方市小学校農業教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　喜多方市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

○内閣府告示第八百三十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年十一月十六日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　福島県大沼郡会津美里町

三　構造改革特別区域の名称　会津美里町ニッキーズ食育特区

四　構造改革特別区域の範囲　福島県大沼郡会津美里町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第八百三十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年十一月十六日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　八潮市

三　構造改革特別区域の名称　八潮市小中一貫教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　八潮市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

○内閣府告示第八百三十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年十一月十六日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　神奈川県足柄下郡湯河原町

三　構造改革特別区域の名称　ゆがわら食の専門人材育成特区

四　構造改革特別区域の範囲　神奈川県足柄下郡湯河原町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　学校設置会社による学校設置事業（八一六）

○内閣府告示第八百三十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年十一月十六日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　山梨県

三　構造改革特別区域の名称　やまなしＩＴ人材育成特区

四　構造改革特別区域の範囲　山梨県の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一四三））及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

○内閣府告示第八百三十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年十一月十六日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長野市

三　構造改革特別区域の名称　長野市ＩＴ人材育成特区

四　構造改革特別区域の範囲　長野市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

○内閣府告示第八百三十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年十一月十六日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長野県下伊那郡豊丘村

三　構造改革特別区域の名称　緑と清流の郷豊丘村どぶろくの里特区

四　構造改革特別区域の範囲　長野県下伊那郡豊丘村の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

○内閣府告示第八百三十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年十一月十六日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長野県北安曇郡小谷村

三　構造改革特別区域の名称　小谷杜氏の郷特区

四　構造改革特別区域の範囲　長野県北安曇郡小谷村の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

○内閣府告示第八百三十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年十一月十六日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　木曽広域連合

三　構造改革特別区域の名称　木曽地域どぶろく特区

四　構造改革特別区域の範囲　長野県木曽郡木曽町、上松町、木祖村及び王滝村の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

○内閣府告示第八百三十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年十一月十六日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　堺市

三　構造改革特別区域の名称　さかいＩＣＴひとづくり特区

四　構造改革特別区域の範囲　堺市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））

○内閣府告示第八百四十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年十一月十六日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　柏原市

三　構造改革特別区域の名称　「生きる学力育成」小中一貫教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　柏原市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

○内閣府告示第八百四十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年十一月十六日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　門真市

三　構造改革特別区域の名称　門真市「わがまちが誇れる学校づくり」特区

四　構造改革特別区域の範囲　門真市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

○内閣府告示第八百四十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年十一月十六日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　津山市

三　構造改革特別区域の名称　うまし国濁酒特区

四　構造改革特別区域の範囲　津山市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

○内閣府告示第八百四十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年十一月十六日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　井原市

三　構造改革特別区域の名称　元気井原給食特区

四　構造改革特別区域の範囲　井原市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第八百四十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年十一月十六日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　広島市

三　構造改革特別区域の名称　ひろしま型義務教育創造特区

四　構造改革特別区域の範囲　広島市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

○内閣府告示第八百四十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年十一月十六日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　広島県山県郡北広島町

三　構造改革特別区域の名称　北広島やまなみ　どぶろく特区

四　構造改革特別区域の範囲　広島県山県郡北広島町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

○内閣府告示第八百四十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年十一月十六日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　高松市

三　構造改革特別区域の名称　高松市小中一貫教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　高松市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

○内閣府告示第八百四十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年十一月十六日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　香川県綾歌郡宇多津町

三　構造改革特別区域の名称　安心・安全の給食特区

四　構造改革特別区域の範囲　香川県綾歌郡宇多津町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第八百四十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年十一月十六日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　四国中央市

三　構造改革特別区域の名称　新宮小中一貫教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　四国中央市の区域の一部（寺内小、新宮小及び新宮中学校区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）及び構造改

革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業（八一九）

○内閣府告示第八百四十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年十一月十六日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　高知県

三　構造改革特別区域の名称　高知県産材利活用推進福祉特区

四　構造改革特別区域の範囲　高知県安芸郡芸西村の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特別養護老人ホーム等の二階建て準耐火建築物設置事業（九三三）

○内閣府告示第八百五十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年十一月十六日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　佐世保市

三　構造改革特別区域の名称　宇久地区小中高一貫教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　佐世保市の区域の一部（神浦小・宇久小・宇久中校区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

○内閣府告示第八百五十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年十一月十六日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　五島市

三　構造改革特別区域の名称　五島市奈留地区小中高一貫教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　五島市の区域の一部（奈留小・船廻小・奈留中校区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）及び構造改

革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業（八一九）

○内閣府告示第八百五十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年十一月十六日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長崎県北松浦郡小値賀町

三　構造改革特別区域の名称　小中高一貫教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　長崎県北松浦郡小値賀町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

○内閣府告示第八百五十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年十一月十六日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　熊本県阿蘇郡産山村

三　構造改革特別区域の名称　産山村小中一貫教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　熊本県阿蘇郡産山村の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）及び構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業（八一九）

○内閣府告示第八百五十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十八年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年十一月十六日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大分市

三　構造改革特別区域の名称　大分市小中一貫教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　大分市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

○内閣府告示第八百五十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年十一月十六日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　佐伯市

三　構造改革特別区域の名称　佐伯市小・中一貫教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　佐伯市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）及び構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業（八一九）

○内閣府告示第八百五十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条に規定する措置に基づき公示する。

平成十八年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十八年十一月十六日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　鹿児島県肝属郡肝付町

三　構造改革特別区域の名称　環境共生のまちづくり特区

四　構造改革特別区域の範囲　鹿児島県肝属郡肝付町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　自然エネルギー発電事業（一〇〇九）